

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告 示

- 生活保護法による施術者の指定(二件) (社会福祉課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (水産林政総務課) 一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁教育企画室) 二
- 選挙管理委員会
- 政治団体の届出 五
- 政治団体の届出事項の異動届 五
- 政治団体の解散届 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分) 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和六年分) 六
- 資金管理団体の指定取消等の届出 七
- 公安委員会
- 警備員等の検定等に関する規則附則第七条第一項の規定による検定合格者審査の実施 七

## 告 示

○宮城県告示第五百四十号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
小野 恵	terra鍼灸接骨院	岩沼市中央三ー三ー二四	令和六年七月十日

○宮城県告示第五百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
横山 拓実	フレアス在宅マッサージ 名取施術所	名取市増田六丁目一ー八一	令和六年六月三日

○宮城県告示第五百四十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域(渡波 漁船漁業)	小型合併漁業 (主として貝 桁を営む漁業)	令和六年七月 三十一日	石巻市大宮町一ー三十 四 伏見 誠	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政	五人



1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制（出張所、代理店等を含むものとし、委託する場合を含む。）が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和六年九月六日（金）午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

#### 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班（電話〇二二一―二二一―三六二二）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年九月四日（水）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年九月九日（月）から令和六年九月十八日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年九月十八日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年九月二十五日（水）午前九時から令和六年十月三日（木）午後五時まで  
(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 令和六年十月三日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和六年十月四日（金）午前十時 宮城県庁行政庁舎十六階 教育企画室

内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定に

よる。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items or Services to be Procured : Leasing of computer systems for educational use for Miyagi Prefectural High Schools (four schools), (1 set)

2 Lease Period: January : 1, 2025 to December 31, 2029

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Izumi High School; Miyagi Prefectural Tome High School; Miyagi Prefectural Minamisanriku High School; Miyagi Prefectural Watari High School

4 Deadline and Location for Bid Submission : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat October 3, 2024 (Thu), 5 : 00PM

5 Time and Location of Bid Selection : Education Planning Division, Miyagi Prefectural

Government Building 16th Floor October 4, 2024 (Fri), 10:00AM  
 6 Contact Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3612  
 7 Language and Currency: Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和六年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日  
 遠藤ゆうや後援会 遠藤 康二 遠藤 勇耶 柴田郡大河原町字幸町五一五 令和六年七月二十三日

○宮選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日  
 自由民主党大河原町支部 佐久間克明 主たる事務所の所在地 柴田郡大河原町 令和六年七月十三日  
 自由民主党塩釜市支部 阿部かほる 主たる事務所の所在地 塩竈市松陽台二 令和六年

部 所の所在地 一〇一〇一 三〇一 五月十八日

代表者 阿部かほる 佐藤 光樹

自由民主党たばこ販売支部 菅原 俊朗 会計責任者 藤澤 法行 庄司 悟 令和六年七月二十三日

自由民主党松山支部 氷室 勝好 主たる事務所の所在地 大崎市松山長尾 令和六年六月二十二日

自由民主党宮城県港支部 川俣 奨 代表者 氷室 勝好 佐々木良二 令和六年七月一日

自由民主党七ヶ浜町支部 安倍 敏彦 主たる事務所の所在地 宮城県七ヶ浜町 令和六年七月六日

立憲民主党宮城県総支部連合会 安住 淳 代表者 安倍 敏彦 岡崎 正憲 令和六年五月二十六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

新しい仙台のまちづくりを考える会 庄司 誠 主たる事務所の所在地 仙台市若林区河原町一〇一三 令和六年七月三十日

名取発宮城の会 村上 久仁 代表者 村上 禮子 三浦 久 令和六年七月二十八日

宮城県獣医師連盟 渡邊 清博 代表者 齊藤 裕 大久 範幸 令和六年七月十二日

宮城県商工政治連盟 齋藤 富嗣 代表者 齋藤 富嗣 佐藤 浩 令和六年七月十二日

川崎支部 佐藤 達也 代表者 丹野 俊一 鈴木 正司 令和六年六月十八日

宮城県商工政治連盟 今野三喜男 代表者 櫻井 秀博 二瓶 一弘 令和六年六月十二日

七ヶ宿支部 安住 政之 代表者 横田 芳博 山崎 澄義 令和六年五月二十四日

多賀城・七ヶ浜支部 小野 寛次 代表者 倉米市南方町板倉六三 令和六年五月二十五日

宮城県商工政治連盟 登米市米山町中津山字刈敷四六三

宮城県商工政治連盟 倉米市米山町中津山字刈敷四六三

宮城県商工政治連盟 倉米市米山町中津山字刈敷四六三

代表者 小野 寛次 今野 秀俊  
 会計責任者 千葉 政典 高橋 利一  
 氏名

宮城県商工政治連盟 嶺岸 義雄  
 みやぎ仙台支部 主たる事務 仙台市泉区泉中央二一〇一一 保町長袋字門前一九一二 令和六年六月十九日

代表者 嶺岸 義雄 岡崎 清治  
 氏名

宮城県商工政治連盟 高橋 涉  
 利府松島支部 主たる事務 宮城県松島町高城字井戸下七一 城字町九〇 令和六年六月二十八日

代表者 高橋 涉 福田 正朗  
 氏名

会計責任者 榎崎 希之 佐藤 知樹  
 氏名

村上ひさと後援会 伊沢 忠行  
 主たる事務 名取市大手町一六一五 一三三四 令和六年七月二十八日  
 所の所在地

代表者 伊沢 忠行 浜田 幸男  
 氏名

会計責任者 村上 禮子 三浦 久  
 氏名

○宮選管告示第八十六号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
 令和六年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日  
 自由民主党宮城県レンタカー支部 後藤 隆一 令和六年七月十一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
 政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日  
 憲翔会21 池田 憲彦 令和六年七月三十日

○宮選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ

の要旨を次のとおり公表する。

令和六年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

自由民主党宮城県レンタカー支部

報告年月日 6. 1. 15 (6. 7. 11解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(資金管理団体)

憲翔会21

資金管理団体の届出をした者の氏名 池田 憲彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 6. 2. 8 (6. 7. 30解散)

1 収入総額 205,900

前年繰越額 205,900

2 支出総額 91,784

3 支出の内訳

経常経費 60,980

事務所費 60,980

政治活動費 30,804

組織活動費 30,804

○宮選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

自由民主党宮城県レソタカー支部

報告年月日 6. 7. 12 (6. 7. 11解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0
(資金管理団体)	
憲翔会 2 1	

資金管理団体の届出をした者の氏名 池田 憲彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 6. 7. 30 (6. 7. 30解散)

1 収入総額	114,116
前年繰越額	114,116
2 支出総額	114,116
3 支出の内訳	
政治活動費	114,116
寄附・交付金	114,116

○宮城県告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

令和六年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 取消年月日

池田 憲彦 憲翔会 2-1 令和六年七月三十日

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第108号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第

7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。  
令和6年8月23日  
宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。)に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

2 実施日時

令和6年10月3日(木)午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種類1級及び2級合わせて20人とする。

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による発止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(8)

(2) 施設警備業務 1 級

旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第 1 条第 2 項に規定する 1 級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務 1 級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者

(6) 空港保安警備業務 2 級

旧検定の空港保安警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者

(7) 施設警備業務 2 級

旧検定の常駐警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者

(8) 交通誘導警備業務 2 級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者

(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務 2 級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者

6 審査内容

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）。

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1 回の電話での受付は 1 人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）から同月 6 日（金）までの 5 日間（2 日から 5 日までは午前 9 時から午後 4 時まで、最終日は午後 3 時まで）とする。

8 申請手続き

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する申請手続きは、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

令和 6 年 9 月 9 日（月）から同月 13 日（金）までの 5 日間（午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定期則別記様式）1 通

イ 旧検定期則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1 通

ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1 葉

エ その他

（フ）住所地を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面 1 通

（ク）属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成 12 年条例第 21 号）第 2 条第 1 項の表第 70 の 2 項に基づき、4,700 円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 審査に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

と。